

掲載頁	誤	正	コメント																																																																																																										
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10	表-③ 現場管理費率	表-③ 現場管理費率	土木基準との横並びをはかり改定																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-decoration: underline;">23.60 %</td> <td style="text-decoration: underline;">98.9</td> <td style="text-decoration: underline;">-0.0909</td> <td style="text-decoration: underline;">14.12 %</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>構造物工事</td> <td style="text-decoration: underline;">24.25 %</td> <td style="text-decoration: underline;">46.5</td> <td>-0.0413</td> <td style="text-decoration: underline;">19.20 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td style="text-decoration: underline;">27.72 %</td> <td style="text-decoration: underline;">113.6</td> <td>-0.0895</td> <td style="text-decoration: underline;">17.78 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値 	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		港湾	浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %	工事	構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %	対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		海岸工事		27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-decoration: underline;">23.71 %</td> <td style="text-decoration: underline;">99.2</td> <td style="text-decoration: underline;">-0.0908</td> <td style="text-decoration: underline;">14.19 %</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>構造物工事</td> <td style="text-decoration: underline;">24.36 %</td> <td style="text-decoration: underline;">46.7</td> <td>-0.0413</td> <td style="text-decoration: underline;">19.28 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td style="text-decoration: underline;">27.79 %</td> <td style="text-decoration: underline;">113.9</td> <td>-0.0895</td> <td style="text-decoration: underline;">17.82 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値 	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		港湾	浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %	工事	構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %	対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		海岸工事		27.79 %	113.9	-0.0895
対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																								
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																								
工種区分			a	b																																																																																																									
港湾	浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %																																																																																																								
工事	構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %																																																																																																								
対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																								
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																								
工種区分			a	b																																																																																																									
海岸工事		27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %																																																																																																								
対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																								
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																								
工種区分			a	b																																																																																																									
港湾	浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %																																																																																																								
工事	構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %																																																																																																								
対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																								
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																								
工種区分			a	b																																																																																																									
海岸工事		27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %																																																																																																								

掲載頁	誤	正	コメント																																													
第5章 間接工事費の施工歩掛 2節 運搬費 P5-2-8	(2) 分解組立 1式当り <table border="1" data-bbox="341 367 1454 651"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上クレーン</td> <td>(油) t吊</td> <td>日</td> <td></td> <td>標準運転時間 分解・組立対象クレーン</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン または クローラクレーン</td> <td>(油) t吊</td> <td>"</td> <td></td> <td>標準運転時間 分解・組立用クレーン</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td>労務費、分解・組立用クレーン運転費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.本歩掛は、分解・組立のみを計上する際に適用する。 なお、<u>分解・組立対象クレーンが賃料適用機械の場合は、賃料を計上する。</u> 2.クレーンは、現場条件により大型規格が使用できる。 3.クレーン規格、運転日数、労務歩掛、雑材料率は、別表による。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	陸上クレーン	(油) t吊	日		標準運転時間 分解・組立対象クレーン	ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	"		標準運転時間 分解・組立用クレーン	特殊作業員		人			雑材料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%	(2) 分解組立 1式当り <table border="1" data-bbox="1587 367 2700 588"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレーンクレーン または クローラクレーン</td> <td>(油) t吊</td> <td>"</td> <td></td> <td>標準運転時間 分解・組立用クレーン</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td>労務費、分解・組立用クレーン運転費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.本歩掛は、分解・組立のみを計上する際に適用する。 2.クレーンは、現場条件により大型規格が使用できる。 3.クレーン規格、運転日数、労務歩掛、雑材料率は、別表による。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	"		標準運転時間 分解・組立用クレーン	特殊作業員		人			雑材料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%	改定に伴う削除
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																												
陸上クレーン	(油) t吊	日		標準運転時間 分解・組立対象クレーン																																												
ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	"		標準運転時間 分解・組立用クレーン																																												
特殊作業員		人																																														
雑材料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%																																												
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																												
ラフテレーンクレーン または クローラクレーン	(油) t吊	"		標準運転時間 分解・組立用クレーン																																												
特殊作業員		人																																														
雑材料		%		労務費、分解・組立用クレーン運転費の%																																												
第5章 間接工事費の施工歩掛 2節 運搬費 P5-2-9	3-3-2 施工歩掛 1) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)運搬費の算出 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)運搬費は、次式により算出する。 $U = [E \times (1 + F1 + F2)] \times G + H$ <p>U : 仮設材の運搬費(円/片道) E : 基本運賃(円/t)</p> <p>運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。なお、発地、着地とで地方整備局が異なる場合は、発注機関の存在する地方整備局を適用する事を原則とする。 また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増および深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。</p> <p>F1 : 冬期割増 F2 : 深夜・早朝割増 G : 運搬質量(t) H : その他の諸料金(円)</p> <p>その他、下記事項の料金を必要により計上する。 a. 有料道路使用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他</p> <p>注) 1.端数処理は、運賃および料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃または料金の円未満の金額については切捨てる。 2.仮設材の運搬は、原則として往復分を計上する。 3.<u>沖縄については、「一般貨物事業の貸し切り運賃」による。</u></p>	3-3-2 施工歩掛 1) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)運搬費の算出 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)運搬費は、次式により算出する。 $U = [E \times (1 + F1 + F2)] \times G + H$ <p>U : 仮設材の運搬費(円/片道) E : 基本運賃(円/t)</p> <p>運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。なお、発地、着地とで地方整備局が異なる場合は、発注機関の存在する地方整備局を適用する事を原則とする。 また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増および深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。</p> <p>F1 : 冬期割増 F2 : 深夜・早朝割増 G : 運搬質量(t) H : その他の諸料金(円)</p> <p>その他、下記事項の料金を必要により計上する。 a. 有料道路使用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他</p> <p>注) 1.端数処理は、運賃および料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃または料金の円未満の金額については切捨てる。 2.仮設材の運搬は、原則として往復分を計上する。</p>	改定に伴う削除																																													